

	<p>3 その他の業務</p> <p>農産物の登録検査機関に関し、次の事務について国へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査の結果（定期） ・登録検査機関の登録・更新の状況（随時） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時） ・農産物検査に係る申出の措置状況（随時）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	258人の内数
事務量（アウト プット）	<ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関：約1,500機関（うち県域：1,300機関） ・登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関：約1,500機関（うち県域：1,300機関） （米：年20回、麦：年16回、大豆：年6回等） ・農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等（平成13年度以降計8件） ⇒登録検査機関等に対する立入調査等：年間約2700回（うち県域約2500回） ・農産物検査法違反業者の告発（平成13年度以降計4件）
備考	<p>国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査規格の設定・改廃（銘柄設定・改廃を含む） ・農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布（作製点数：約6,000セット） ・複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与</p> <p>【根拠法令】</p> <p>農産物検査法</p> <p>【出先機関が実施する業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物検査の実施の規格設定・技術指導の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査規格の設定 ・検査規格の形質を現物で示すためのサンプル（標準品）の作製及び配布 ・登録検査機関に対する検査技術の程度統一等の指導業務 ○ 農産物の登録検査機関に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・登録検査機関の登録・更新 ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令等 ○ 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産者、業者等に対する巡回点検及び立入検査
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	258人の内数

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>登録検査機関の登録・更新、登録検査機関に対する技術指導・監査 ⇒登録検査機関：約 1,400 機関 検査標準品（サンプル）の作製・配布 ⇒約 15,000 点（米・麦・大豆等の種類ごとに等級別に作製） 巡回点検⇒約 13,000 箇所</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div data-bbox="197 723 363 797" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> A - a </div>	<p>一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務について、都道府県への権限移譲・付与を検討。</p>
<p>備考</p>	

○農産物検査法の概要

○ 農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

○ 農産物の種類

米穀（もみ、玄米及び精米）、麦（小麦、大麦及びばか麦）、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びびでん粉（全10品目）

○ 主な農産物の検査状況（平成21年産）【任意検査】

（単位：千トン）

	米	麦	大豆	小豆	そば
生産量	8,474	853	230	53	15
検査数量	5,115	994	193	20	3
受検率	60%	117%	84%	38%	20%

（注） 1 米の検査数量は、平成22年10月末日現在である。
2 麦の生産量及び検査数量は、小麦、大麦及びばか麦の合計である。
3 麦の検査数量には、規格外（128千トン）の低品位に格付けされたものを含むため、受検率が100%を超えることがある。
4 そばの生産量は、主産県の結果を集計したものである。

○ 農産物検査規格

- ・ **国内産、外国産の別に設定**
- ・ 品位等検査：種類、銘柄（産地品種銘柄等）、品位（等級）、量目、荷造り、包装
〔 品位項目：水分含有率、異物、被害粒、異種穀粒及び未熟粒の混入率、形質、
整粒歩合、発芽率、容積重等 〕
- ・ 成分検査：たんぱく質（米、小麦）、アミロース（米）及びびでん粉（小麦）

○ 農産物検査の状況

○ 民間の登録検査機関の推移（国内産）

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
登録検査機関(機関)	297	561	790	968	1,387	1,390	1,425	1,393	1,414
農産物検査員(人)	1,211	3,479	6,518	9,597	12,077	12,884	13,452	13,847	14,516
民間検査比率(%)	10.6	35.0	73.7	96.3	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
検査場所数(ヶ所)						11,914	12,247	12,424	12,637

(注) 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 登録検査機関の登録、指導・監督

登録検査機関の登録、技術指導等

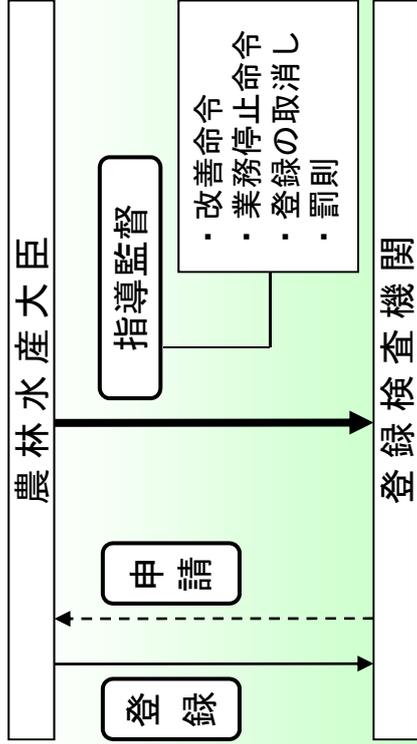
- ・ 新規・更新・変更の登録、検査手数料等各種届出の受付、要件確認
- ・ 標準品の作製、配布（検査規格項目の「形質」）
- ・ 登録検査機関、農産物検査員に対する技術指導（程度統一、精度確認等）

登録検査機関等の指導・監督

- ・ 登録検査機関の事務所を対象に、毎年監査を実施
- ・ 農産物検査を行う検査場所を対象に、巡回点検を実施
- ・ 苦情、情報提供等による立入検査（登録検査機関以外の事業者を含む。）

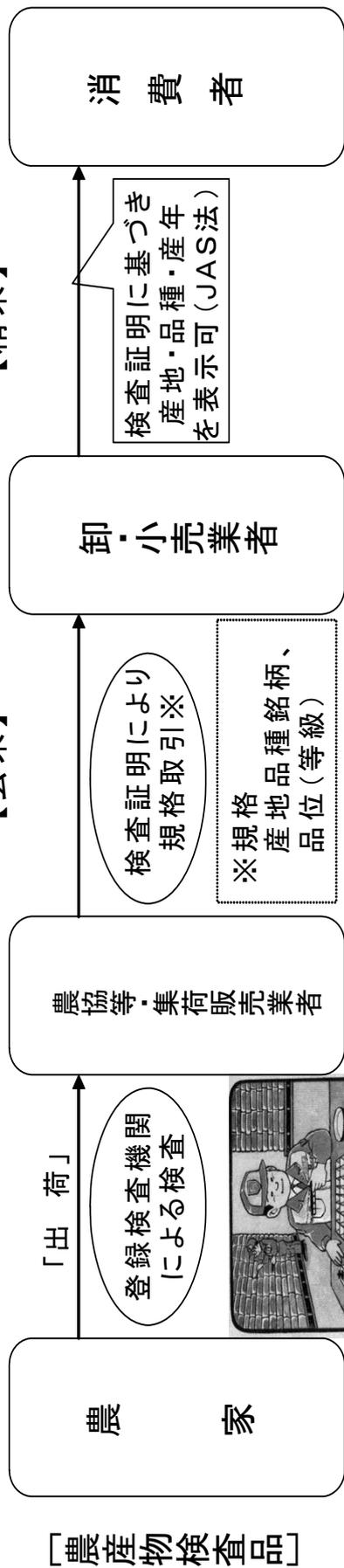
登録検査機関の登録要件（農産物検査法第17条第2項）

検査員要件	農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上いること。
機械器具要件	農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。
資力信用要件	農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理適基礎を有する法人であること。
組織体制要件	農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

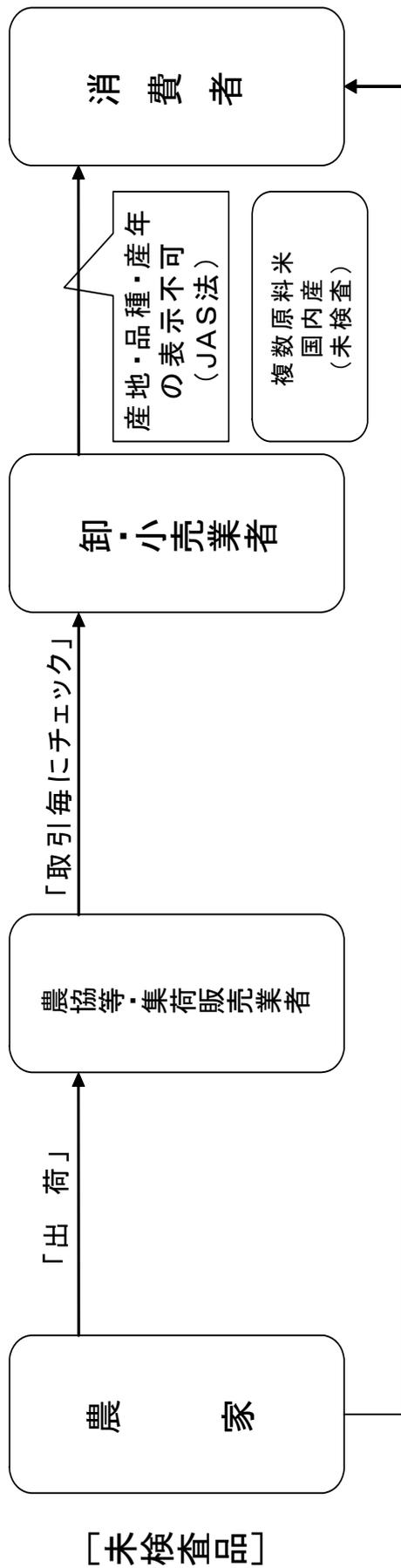


○ 農産物検査の概要（国内産米の場合）

(400～500万トン/年間)



目視等により、品種、量目、粒ぞろい、水分等を検査し、1等、2等などに格付けして証明。



「縁故米・直接販売」